

# 第96回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 東京都大田区蒲田五丁目37番1号  
ニッセイアロマスクエアビル17階  
当社本店会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付  
株式報酬制度改定の件

## 議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：2022年6月23日（木曜日）午後5時30分

お土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

高砂香料工業株式会社

証券コード：4914



## 目次

第96回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	40
計算書類	44
株主総会会場ご案内図	裏表紙

## 創業精神

技術立脚の精神に則り社会に貢献する

## 企業理念

香りを原点とする革新的な技術を通して、  
新しい価値を創造し続ける

## Vision 2040

人にやさしく、環境にやさしく

1. 多様な価値観を尊重する
2. 自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3. 夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4. 常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

## 株主の皆様へ



代表取締役社長 榑村 聡

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、皆様の健康と安全、一日も早い感染の収束をお祈り致します。

高砂香料グループは、「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」という「企業理念」、高砂香料グループの全従業員が共感し、目指すべき、ありたい姿である「Vision 2040」のもと、事業活動を行っています。

第96期は、3か年にわたる中期経営計画「New Global Plan-1」の初年度でした。新型コロナウイルス感染症は社会、人々の生活に引き続き大きな影響を及ぼしましたが、当社グループを取り巻く事業環境は、世界各国でワクチン接種が進んだことで、経済活動の一部では持ち直しの動きも見られました。また、ウィズコロナの新たなライフスタイルに起因する製品ニーズへの対応により、業績は堅調に推移しました。

高砂香料グループは、「Vision 2040」において「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンにしています。人々が身体的、精神的、社会的にも良い状態でいられる未来を創造する会社でありたいとの思いから、これからも人々の健康と地球環境に配慮した製品づくりに努めてまいります。第97期は、3か年中期経営計画「New Global Plan-1」の2年目にあたります。グローバル経営基盤の強化、SDGsへの貢献や先端科学による研究・開発の推進、地政学リスクから生じる種々のリスクへの対応等、取り組むべき重点課題の解決に向けた施策を着実に実行し、事業成長を加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード4914)  
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都大田区蒲田五丁目37番1号  
高砂香料工業株式会社  
取締役社長 榎 村 聡

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況が続いておりますが、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきます。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、お土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

**お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「議決権行使についてのご案内」（50頁）をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエアビル17階  
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）  
感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に少なくなっております。先着順のご入場とさせていただきます、満席となりました場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - (2) 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| <b>第1号議案</b> | 剰余金の配当の件               |
| <b>第2号議案</b> | 定款一部変更の件               |
| <b>第3号議案</b> | 取締役10名選任の件             |
| <b>第4号議案</b> | 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件 |

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否（又は棄権）の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
  - ① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
  - ② インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

### 5. その他本株主総会招集ご通知に関する事項

- (1) 法令及び当社定款の定めにより、本株主総会招集ご通知に記載すべき書類のうち、以下の事項はインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takasago.com/ja/ir/>）の「第96回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内」に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
  - ② 連結株主資本等変動計算書
  - ③ 連結注記表
  - ④ 株主資本等変動計算書
  - ⑤ 個別注記表

なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

- (2) 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takasago.com/ja/ir/>）に掲載させていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

## <株主様へのお願い>

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様へのお飲物のご提供及びお土産のご用意はございません。
- ◎ 感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に少なくなっております。先着順のご入場とさせていただきます、満席となりました場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください承のほどお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近・会場入口付近に、株主様のためのアルコール消毒液を用意いたしておりますので、手指の消毒にご協力ください。
- ◎ 会場入口付近で検温をさせていただき、37.5度以上の発熱のある方及び体調不良とお見受けされる方はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎ 開会後におきましても、体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフからお声掛けさせていただく場合やご退場をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください承のほどお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎ 本株主総会においては、感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略又は簡略化させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takasago.com/ja/ir/>)より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大並びに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、普通配当1株につき45円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当は、1株につき70円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 45円

総額 883,546,380円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日（月曜日）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更前定款第16条の削除および変更後定款第16条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>

(注) 当社定款においては条番号の数字は漢数字で記載されております。



### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位
1	再任	ますむら 榎村 聡	代表取締役 社長執行役員
2	再任	社外 独立 のより 野依 良治	取締役
3	再任	ふじ 藤原 久也	取締役 常務執行役員
4	再任	やまがた 山形 達哉	取締役 常務執行役員
5	再任	そめかわ 染川 健一	取締役 常務執行役員
6	再任	やなか 谷中 史弘	取締役 常務執行役員
7	再任	社外 独立 まつだ 松田 浩明	取締役
8	再任	みずの 水野 直樹	取締役 常務執行役員
9	再任	いそ 磯野 裕一	取締役 常務執行役員
10	再任	かわ 川端 茂樹	取締役 常務執行役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b> ますむら さとし 榎村 聡 (1958年10月20日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社  2008年4月 当社研究開発本部フレーバー研究所長  2012年7月 当社執行役員研究開発本部長  2013年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長  2014年5月 当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長  2014年6月 高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長  2016年6月 当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当  2017年6月 当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部、監査部担当  2018年6月 当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  榎村聡氏は、研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2013年6月に取締役、2014年5月からは代表取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	18,133株
2	 <p style="text-align: center;"><b>再任 社外 独立</b> のより りょうじ 野 依 良 治 (1938年9月3日生)</p>	<p>1972年8月 名古屋大学理学部教授  1997年1月 名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任）  2001年6月 当社取締役（現在に至る）  2001年12月 ノーベル化学賞受賞  2003年10月 名古屋大学特任教授  同月 独立行政法人理化学研究所理事長  2004年10月 名古屋大学特別教授（現在に至る）  2015年6月 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る）  同月 東レ株式会社社外取締役（現在に至る）</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  東レ株式会社社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>  野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わり、2001年にノーベル化学賞を受賞したほか、国内有数の研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏には、研究者及び組織運営者としての経験・見識を基にした客観的見地から、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2001年6月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p>	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b> ふじわら ひさや 藤原 久也 (1955年9月5日生)</p>	<p>1980年4月 当社入社 2003年4月 Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.代表取締役 2006年6月 当社資材部長 2009年4月 当社経理部長兼購買部長 2010年7月 当社フレグランス事業部長 2012年6月 当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業部長 2012年10月 Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長 2014年6月 当社取締役常務執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエーツ事業本部担当 2020年1月 当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエーツ事業本部、米州地域担当 (Takasago International Corporation (U.S.A.)駐在) (現在に至る)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 藤原久也氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2014年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	3,500株
4	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b> やまがた たつや 山形 達哉 (1963年7月27日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2003年4月 Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 2008年7月 当社国際事業本部フレーバーGSPCオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長 2010年7月 上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理 2013年6月 当社執行役員 2014年7月 当社執行役員企画開発本部副本部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部・品質保証部担当 2017年6月 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長 (現在に至る) 2018年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当 (現在に至る)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山形達哉氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、管理部門及び海外子会社の責任者として要職を歴任しております。2015年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	8,334株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">そめかわ けんいち <b>梁川 健一</b> (1964年11月3日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社  2003年4月 当社フレーバー販売第四部長  2008年7月 Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長  2013年6月 当社執行役員  2014年6月 当社執行役員フレーバー事業本部副本部長  2015年6月 高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長  同月 当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当  2021年6月 当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長兼フレーバー営業部長、支店担当（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  梁川健一氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、国内外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2015年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	8,434株
6	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">やなか ふみひろ <b>谷中 史弘</b> (1962年1月19日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社  2005年4月 当社フレーバー研究所第二部長  2008年4月 Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. Director  2012年7月 当社フレーバー研究所長  2014年6月 当社執行役員  2016年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長  2017年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼分析研究所長、ファインケミカル事業本部担当  2019年4月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  谷中史弘氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2016年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	10,734株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	 <p><b>再任 社外 独立</b> まつだ こうめい 松田 浩明 (1964年10月14日生)</p>	<p>1993年4月 弁護士登録（45期） 1997年4月 松田総合法律事務所開設 2006年10月 リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士 2008年4月 慶應義塾大学法科大学院講師 2011年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2016年4月 成蹊大学法科大学院講師 2017年6月 当社取締役（現在に至る） 2020年1月 虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士（現在に至る）</p> <p><b>[重要な兼職の状況]</b> 虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 松田浩明氏は、法律専門家として、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏には、法律専門家としての経験・見識を基にした客観的見地から、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2017年6月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p>	0株
8	 <p><b>再任</b> みずの なおき 水野 直樹 (1961年7月24日生)</p>	<p>1985年2月 当社入社 2007年4月 当社フレグランス販売部長 2014年6月 当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業副本部長兼フレグランス営業部長 2015年7月 当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業副本部長兼フレグランス営業部長 2016年6月 当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長 2017年6月 株式会社高砂アロマス代表取締役社長 2018年6月 当社取締役常務執行役員調達本部長、生産本部担当 2020年4月 当社取締役常務執行役員調達本部長兼サプライチェーン本部長、生産本部担当（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 水野直樹氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	7,899株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b> いそのひろかず <b>磯野 裕一</b> (1961年10月24日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社 2004年4月 当社フレグランス販売部副部長 2006年6月 当社総務部長 2008年7月 Takasago International Corporation (U.S.A.) 副社長 2013年7月 当社人事総務部長兼国際人事室長 2014年7月 当社人事・総務本部副本部長 2016年6月 当社執行役員人事・総務本部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長 2020年6月 当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長、管理本部担当（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 磯野裕一氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	8,356株
10	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b> かわばたしげき <b>川端 茂樹</b> (1962年7月21日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社三菱銀行入行 2004年8月 株式会社東京三菱銀行法人業務第二部次長 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行法人業務第二部情報営業室次長 2006年6月 同行平針支社長 2008年4月 同行法人業務部副部長 2011年4月 同行トランザクションバンキング部長 2013年5月 同行監査部与信監査室長 2014年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社執行役員法務知的財産本部長、監査部担当 2018年6月 当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当 2019年7月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 川端茂樹氏は、金融及び財務部門における長年の実務経験を有するほか、法人部門及び管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</p>	8,606株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者  
野依良治氏及び松田浩明氏は、社外取締役候補者であります。なお、野依良治氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって21年間となります。同氏は、2001年にノーベル化学賞を受賞した世界的に著名な研究者であり、研究機関での組織運営の経験も有しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいております。当社にとって同氏は余人をもって代えがたい人材であると考えております。また、松田浩明氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年間となります。
3. 重要な兼職先と当社との関係  
野依良治氏は、東レ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と東レ株式会社との間には特別の関係はありません。同氏が2015年6月から現在まで社外取締役に就任している東レ株式会社において、その在任中に、製品の第三者認証登録における不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前に本件を認識しておりませんが、平素から法令遵守の徹底や適切な業務遂行等に関して発言し、本件発覚後は再発防止策やリスク管理強化に関する提言を行っており、社外取締役としての職責を適切に果たしております。  
松田浩明氏は、虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所にも所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、第96期事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は2百万円であります。
4. 責任限定契約  
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年8月に同内容での更新を予定しております。
6. 独立役員  
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

(ご参考)

### 本株主総会後の取締役・監査役スキル・マトリックス

第3号議案が承認された場合の取締役及び監査役のスキルと期待する分野は以下の通りです。

氏名	当社における地位	組織経営	研究開発 生産	営業	国際	法務 財務 リスク管理
柘村 聡	代表取締役	●	●			
野依 良治	社外取締役	●	●			
藤原 久也	取締役			●	●	
山形 達哉	取締役			●	●	
染川 健一	取締役			●	●	
谷中 史弘	取締役		●		●	
松田 浩明	社外取締役	●				●
水野 直樹	取締役		●	●		
磯野 裕一	取締役				●	●
川端 茂樹	取締役				●	●
小野 哲	社外監査役				●	●
川上 幸宏	監査役		●			●
中江 康男	社外監査役	●			●	

- (注) 1. 各人の有するスキル等のうち主なもの最大2つに●印をつけております。  
2. 上記「組織経営」は、組織トップの経営経験がある場合としております。



## 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

本議案は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の社外取締役及び国内非居住の取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の対象取締役の報酬等の額は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含みません）、また、上記の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内、金銭報酬債権の現物出資により交付される株式の数を年4万株以内とすることにつき、それぞれご承認をいただいております。

今般、対象取締役の在任期間中を通じて、当社の企業価値の持続的な向上を図る貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、対象取締役に交付する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来の「3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間」から「譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日までの期間」とすることのほか、必要な改定を行うことにつき、ご承認をいただきたく存じます。

上記の改定につきましては、今後交付される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに交付済みの譲渡制限付株式に関しての譲渡制限期間を変更するものではございません。

なお、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

本議案が原案通り承認可決されますと、当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要は、次の通りとなります。

### 1. 本制度の内容

#### (1) 概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「本割当株式」という）を発行又は処分しこれを保有させるものとする。

なお、上記の本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、本制度に係る譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象取締役は当該契約に定める期間中は譲渡等をする事ができないものとする。

#### (2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は1事業年度100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度4万株以内とする（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとする）。

(3) 1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とする。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日（取締役会決議でそれより遅い日を定めた場合はその日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

ア 当社は、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで、継続して当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったこと（以下「在籍条件」という）を条件として、譲渡制限が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。

イ アの規定にかかわらず、当社は、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限の解除に関し、在籍条件のほか、当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標（複数・段階的に設定することもできる）の達成（以下「業績条件」という）を、その条件とすることができる。当該割当株式については、在籍条件及び各所定の業績条件の成就を条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、その譲渡制限を解除する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を

踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 2. 本議案の内容が相当である理由

本議案の内容は、対象取締役の在任期間中を通じて、当社の企業価値の持続的な向上を図る貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を改定するものです。

本議案に基づく譲渡制限付株式報酬制度の改定は、上記目的に資するものであること、取締役会の任意の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で決議したものであることから、本議案に基づく譲渡制限付株式報酬制度の改定は、相当なものであると判断しております。

なお、当社は、取締役報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告31頁以下に記載の通りです(取締役報酬等の決定方針は、2021年2月10日開催の取締役会決議により導入し、その後2022年3月10日開催の取締役会で改定を決議しております。なお、本議案が原案通り承認可決された場合、必要な改定を行う予定です)。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に基づき行います。

### 【ご参考】

国内非居住の取締役1名に対しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を導入しております。なお、当該報酬は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会においてご承認いただいております年額240百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内。また使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない)の範囲内で、金銭による報酬の一部として支給しております。

また、当社は、譲渡制限付株式を当社の執行役員にも割り当てておりますが、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員に割り当てる譲渡制限付株式についても、上記と同様の改定を行う予定です。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の制限と緩和を繰り返しながらも、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぎ、個人消費や雇用・所得環境ははまだ弱めの動きとなっているものの、企業収益や業況感は全体として持ち直しの動きが鮮明となりました。世界経済につきましても、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復に向かいました。

香料業界においても、世界経済の動向に合わせる形で、全体としては回復基調で推移しました。

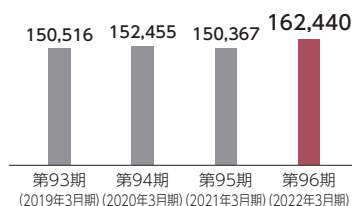
このような中、当社グループは「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとする『Vision 2040』のもと、当連結会計年度より中期経営計画『New Global Plan-1【NGP-1】』（2021-2023年度）を始動させ、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期比8.0%増の162,440百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比40.1%増の8,812百万円、経常利益は前期比39.6%増の10,165百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比24.5%増の8,909百万円となりました。

#### ■ 売上高

162,440百万円  
(前期比8.0%増) ▲

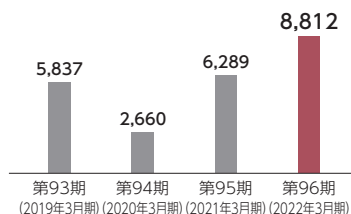
単位：百万円



#### ■ 営業利益

8,812百万円  
(前期比40.1%増) ▲

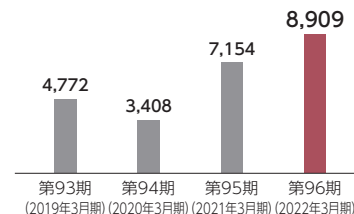
単位：百万円



#### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

8,909百万円  
(前期比24.5%増) ▲

単位：百万円



**(部門別の概況)**

■ フレーバー部門

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、当社において飲料向け等が堅調に推移し、94,292百万円（前期比6.0%増）となりました。

■ フレグランス部門

当部門は主に衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、米国子会社において芳香剤向け等が好調に推移し、48,481百万円（前期比11.6%増）となりました。

■ アロマイングリディエーツ部門

当部門はメントール、ムスク等の香料素材からなっております。当連結会計年度の売上高は、スペシャリティ品等が好調に推移した他、為替変動の影響を受け、11,359百万円（前期比9.7%増）となりました。

■ ファインケミカル部門

当部門は医薬品中間体、触媒、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬品中間体が好調に推移し、6,860百万円（前期比10.9%増）となりました。

■ その他不動産部門

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、前期並みに推移し、1,446百万円（前期比0.0%増）となりました。

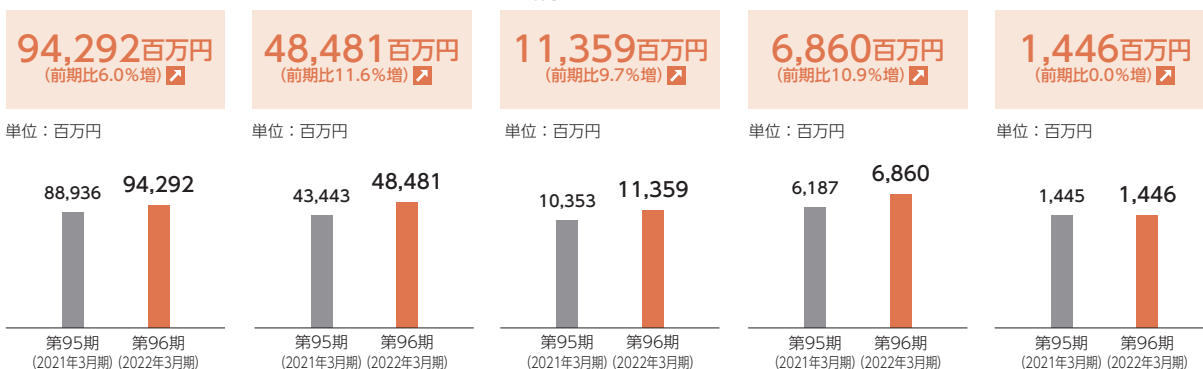
■ フレーバー部門

■ フレグランス部門

■ アロマイングリディエーツ部門

■ ファインケミカル部門

■ その他不動産部門



### (地域別の概況)

#### ■ 日本

当社のフレーバー部門が堅調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は、67,532百万円（前期比3.5%増）、営業利益は3,752百万円（前期比564.2%増）となりました。

#### ■ 米州

米国子会社においてフレグランス部門等が好調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、38,365百万円（前期比9.4%増）、営業利益は2,359百万円（前期比0.2%増）となりました。

#### ■ 欧州

フランス子会社が好調に推移した他、為替変動の影響を受け、当連結会計年度の売上高は、28,177百万円（前期比12.1%増）、営業利益は853百万円（前期比0.9%減）となりました。

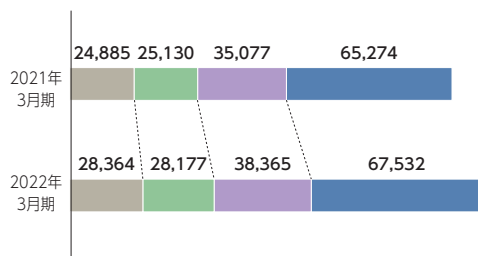
#### ■ アジア

中国子会社が好調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、28,364百万円（前期比14.0%増）、営業利益は2,311百万円（前期比3.4%増）となりました。

### ■ 地域別売上高

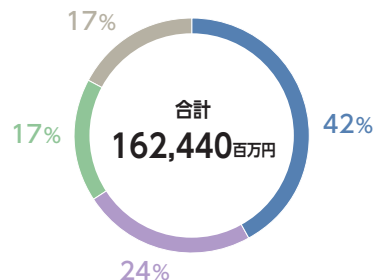
単位：百万円

■ 日本 ■ 米州 ■ 欧州 ■ アジア



### ■ 地域別売上高比率

■ 日本 ■ 米州 ■ 欧州 ■ アジア



## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は7,967百万円（前連結会計年度7,300百万円）であり、その主なものは、当社事業用地の取得に係る手付金等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

**(3) 財産及び損益の状況****① 企業集団の財産及び損益の状況**

区 分	2018年度 第93期	2019年度 第94期	2020年度 第95期	2021年度 第96期 (当連結会計年度)
売 上 高	150,516百万円	152,455百万円	150,367百万円	162,440百万円
経 常 利 益	6,764百万円	2,854百万円	7,281百万円	10,165百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,772百万円	3,408百万円	7,154百万円	8,909百万円
1株当たり当期純利益	241円67銭	173円49銭	364円81銭	453円94銭
総 資 産	186,214百万円	182,829百万円	184,512百万円	196,841百万円
純 資 産	97,396百万円	94,775百万円	101,349百万円	110,294百万円
1株当たり純資産	4,859円83銭	4,768円14銭	5,096円68銭	5,531円65銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況**

区 分	2018年度 第93期	2019年度 第94期	2020年度 第95期	2021年度 第96期 (当事業年度)
売 上 高	65,499百万円	64,288百万円	60,403百万円	66,809百万円
経 常 利 益	3,357百万円	957百万円	2,113百万円	5,907百万円
当 期 純 利 益	3,455百万円	2,302百万円	2,793百万円	5,337百万円
1株当たり当期純利益	175円00銭	117円18銭	142円42銭	271円94銭
総 資 産	133,730百万円	128,049百万円	130,428百万円	136,267百万円
純 資 産	69,407百万円	67,034百万円	69,544百万円	70,454百万円
1株当たり純資産	3,514円48銭	3,419円39銭	3,545円25銭	3,588円33銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社高砂アロマス	60,000千円	100.0%	調合香料の販売
株式会社高砂インターナショナル コーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	100.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び 化成品・香料素材の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	115,796千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	7,748千EUR	100.0%	香料の輸出入及び香料素材の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	1,230,864千INR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
PT.Takasago International Indonesia	30,200千USD	100.0%	調合・食品香料の製造販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂香料有限公司	10,566千CNY	60.0%	調合・食品香料の販売
高砂香料(広州)有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

##### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。



## (5) 対処すべき課題

当社グループは、創業精神「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」・企業理念「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」を基に、グローバルでの全従業員が共感し目指すことのできる、2040年の当社グループの「ありたい姿」として「Vision 2040」を定めております。

「Vision 2040」は「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとしており、それに続く4つの項目は、それぞれ企業としての姿勢、社員としての姿勢を示しております。

### 「Vision 2040」

人にやさしく、環境にやさしく

1. 多様な価値観を尊重する
2. 自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3. 夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4. 常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

この「Vision 2040」で定めた「ありたい姿」に近づくため、当社グループは、中期経営計画「New Global Plan-1【NGP-1】」において、3つの基本方針、5つの柱、7つの重点課題を定め、着実かつ確実な達成を目指してまいります。

### 3つの基本方針

- ・ 海外の成長促進
- ・ 国内の利益改善
- ・ サステナビリティの推進

以前は、海外の利益が安定しない中、日本が安定した利益を生み出すという構造が続いておりましたが、近年は海外拠点が売上高、営業利益ともに安定成長を続けており、グループ業績全体を支えております。NGP-1期間においても、引き続き海外市場で成長を目指してまいります。

一方、国内は、大きな市場拡大が見込めない中、近年は利益面で苦戦が続いております。

海外が成長著しいとはいえ、国内の売上高は全体の4割以上を占めております。

NGP-1期間においては、安定した収益を生み出す基盤としての役割を担う地域となるべく利益回復を図ります。

サステナビリティは、これからの企業には必要不可欠の、全ての活動に係る重要な要素であると考えております。当社グループでは、サステナビリティを推進するための新たなプログラムを立ち上げ、実行してまいります。

### 5つの柱

- ・ 顧客満足度向上
- ・ 人材開発
- ・ 事業成長戦略推進
- ・ 利益体質改善
- ・ 技術革新

前中期経営計画「One-T」の基本方針をNGP-1でも柱と位置付け、継続的に取り組んでまいります。

### 7つの重点課題

1. グローバル経営基盤の整備
2. 海外拠点の事業部門強化のための仕組み作り
3. 合成事業生産体制の再構築
4. FL・FR製品生産効率性の追求
5. 海外拠点と日本を繋ぐ安定した人材の開発
6. 先端科学による競争力のある技術の創成
7. SDGsへの貢献を意識した製品の開発

7つの重点課題は組織横断的に取り組んでいく必要があり、グループ内での拠点間の連携を強め責任と権限を明確化し、課題によっては社外の協力、共創も視野に入れ具体的な施策を実施してまいります。

## (6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社39社及び関連会社1社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエーツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
三原工場	広島県三原市		
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂アロマス	日本	本社	東京都大田区
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国 ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル ヴィニエード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	欧州	本社・工場	スペイン ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド タミルナドゥ
PT.Takasago International Indonesia	アジア	本社・工場	インドネシア バンテン
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国 上海
上海高砂香料有限公司	アジア	本社	中国 上海
高砂香料(広州)有限公司	アジア	本社・工場	中国 広州

② 従業員の状況  
企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数
日 本	1,570名
米 州	744
欧 州	633
ア ジ ア	809
合 計	3,756

(注) 就業人員であります。

当社の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2022年3月期	1,035名	5名増	40.8才	17.0年

(注) 就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,706百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,623
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,183
農 林 中 央 金 庫	3,654
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	2,265
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,253
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,810
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,542
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,510
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,305
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,185
株 式 会 社 静 岡 銀 行	940

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,152,397株
- ③ 当事業年度末の株主数 5,239名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,932千株	9.8%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,468	7.5
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,171	6.0
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/BNPP SA RETAIL FRANCE	994	5.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	947	4.8
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	780	4.0
中 江 産 業 株 式 会 社	720	3.7
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	614	3.1
高 砂 香 料 従 業 員 持 株 会	520	2.7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	486	2.5

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（518,033株）を控除して計算しております。  
 2. 当社は自己株式を518千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

- ⑤ 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	18,711株	7名

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梶 村 聡	社長執行役員安全統括本部長
取締役	野 依 良 治	東レ株式会社社外取締役
取締役	藤 原 久 也	常務執行役員、フレグランス・アロマイングリディエーツ事業本部、米州地域担当 (Takasago International Corporation (U.S.A.) 駐在)
取締役	山 形 達 哉	常務執行役員コーポレート本部長 兼 安全統括副本部長 兼 国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当 兼 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	染 川 健 一	常務執行役員フレーバー事業本部長 兼 フレーバー営業部長、支店担当
取締役	谷 中 史 弘	常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当
取締役	松 田 浩 明	虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士
取締役	水 野 直 樹	常務執行役員調達本部長 兼 サプライチェーン本部長、生産本部担当
取締役	磯 野 裕 一	常務執行役員人事・総務本部長 兼 人事総務部長 兼 国際人事室長、管理本部担当
取締役	川 端 茂 樹	常務執行役員経営戦略本部長 兼 経営企画部長 兼 法務知的財産本部長、監査部担当
監査役	小 野 哲	常勤監査役
監査役	川 上 幸 宏	常勤監査役
監査役	中 江 康 男	中江産業株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 野依良治氏及び松田浩明氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 小野哲氏及び中江康男氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 小野哲氏は長年の行政機関等での経歴を通じ、財務及び税務に関する専門知識と豊富な経験を有しております。  
 4. 中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。  
 5. 当社は、野依良治、松田浩明、小野哲及び中江康男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。  
 6. 当事業年度中の異動  
 2021年6月24日開催の第95回定時株主総会において、川上幸宏氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
 2021年6月24日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、監査役近藤仁氏は任期満了となり退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約によって役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害については補償の対象外とする等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員及び当社子会社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬等
取締役	10名	195百万円	97百万円	52百万円	45百万円
(うち社外取締役)	2名	9百万円	9百万円	-百万円	-百万円
監査役	4名	42百万円	34百万円	8百万円	-百万円
(うち社外監査役)	2名	25百万円	21百万円	4百万円	-百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の株式報酬等の金額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬等の費用計上額であります。  
 3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額136百万円を支払っております。

### ② 上記報酬等に関する事項

#### ア. 業績連動報酬（賞与）に関する事項

業績連動報酬として、取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定しております。連結売上高等の定量的な評価基準は、当社のグローバルな事業運営の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬（賞与）に係る指標に適用しているものと判断しております。

なお、当事業年度の業績指標に関する実績は、連結売上高162,440百万円、連結営業利益8,812百万円、連結営業利益率5.4%及び親会社株主に帰属する当期純利益8,909百万円となりました。

#### イ. 株式報酬等に関する事項

取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、社外取締役を除く取締役に対して支給しております（ただし、国内非居住の取締役に対しては、譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を支給しております）。取締役会の決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給することとしております。譲渡制限付株式報酬として割り当てた株式は、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとしております。なお、譲渡制限期間は株式割当日から3年間としております。

#### ウ. 上記報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権につき、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会において年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、株式数の上限を年4万株以内と決議いただいております（社外取締役は付与対象外）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第91回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。

#### エ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### (1) 方針の決定の方法

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の決定方針」を決議し、2022年3月10日開催の取締役会において一部改定を決議しております。

##### (2) 方針の内容の概要

当社の「取締役の報酬等の決定方針」は以下の通りであります。

##### (基本方針)

- ① 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとする。
- ② 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させるものとし、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で決定するものとする。
- ③ 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとする。



#### (固定報酬)

固定報酬は、各取締役の職責や役位に応じて毎月支給する報酬であり、個々の支給水準については、業績、過去実績、従業員給与の支給水準及び他社の支給水準等を勘案して支給額を決定する。

#### (業績連動報酬（賞与）)

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定する。

#### (株式報酬等)

株式報酬等は譲渡制限付株式報酬及び株価連動型金銭報酬等によるものとする。

譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給する。

支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額1億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、交付を受ける株式の総数は年4万株以内とし、個人別の株式割当て数を含め、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会が決定する。

なお、譲渡制限期間は株式割当日から3～5年間とし、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、割り当てた株式の譲渡制限を解除する。

国内非居住の取締役に對しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、取締役の金銭報酬について株主総会で決議された総額の範囲内で、株価連動型金銭報酬（ファントム・ストック）を付与するものとし、株式割当日に当社普通株式を支給したものと仮想して、想定される譲渡制限期間解除時に、その時点における当該株価相当額の金銭を支給する。個人別に付与する株価連動型金銭報酬（ファントム・ストック）は、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会が決定する。

#### (業務執行取締役の報酬等の構成及び割合)

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、主として短期業績を反映する業績連動報酬としての賞与及び株主との価値共有の一層の促進を通じて中長期的な企業価値向上に資する報酬体系としての株式報酬等で構成される。

各報酬の構成比（賞与が満額支給された場合の構成比）は、原則として、概ね、固定報酬（60％程度）、業績連動報酬（賞与）（20％程度）、株式報酬等（20％程度）となるように設定する。

#### (取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役会は、取締役の個人別の報酬の支給額の決定のうち、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬（賞与）の額の決定につき、代表取締役に一任する旨の取締役会決議を行い、代表取締役にその具体的内容について委任する。

なお、報酬額の決定に際して、代表取締役は、指名報酬委員会からの答申内容を尊重する。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

(1) 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の榊村聡が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(2) 委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬（賞与）の額の決定に関するものであります。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役が担当する職務領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したため、これらの権限を代表取締役社長に委任しております。ただし、報酬の妥当性や評価の透明性を確保するために、指名報酬委員会からの答申内容を尊重することとしております。

カ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、代表取締役が、指名報酬委員会からの答申内容を尊重することを求めており、当社の「取締役の報酬等の決定方針」にもその旨を定めております。当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当社の「取締役の報酬等の決定方針」に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 野依良治

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況  
取締役会には15回中15回出席（出席率100%）し、適宜発言を行っております。  
また、当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績をあげた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。
- エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要  
同氏には、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいております。
- オ. 上記ア～エに関する意見  
該当事項はありません。

### ② 取締役 松田浩明

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、当事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は2百万円であります。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況  
取締役会には15回中15回出席（出席率100%）し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要  
同氏には、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言等を期待しております。同氏からは、事業の方向性に関する法的見地からの助言に加え、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に関する提言をいただいております。
- オ. 上記ア～エに関する意見  
該当事項はありません。

③ 監査役 小野 哲

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には15回中15回出席（出席率100%）し、行政機関等での豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

監査役会には16回中16回出席（出席率100%）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

④ 監査役 中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.7%を保有する株主であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には15回中15回出席（出席率100%）し、他社における経営全般にわたる豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

監査役会には16回中16回出席（出席率100%）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結していません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	67百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1.の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任又は不再任とする方針としております。

### (6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

## **6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

(1) 上記に関して当社の取締役会が決議した「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次の通りであります。

### ① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

### ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、総合的なリスク管理体制の確立を図るため重要事項を審議し、推進しております。その他必要に応じ取締役会及び執行役員会にて対応しております。

### ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、3事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

### ④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

**⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制****(i) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

**(ii) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

**(iii) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制**

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

**(iv) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

**⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項**

監査役職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

**⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制**

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役職務の執行に必要な場合に、その費用は会社が負担することとしております。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会では「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の評価を行い、適切な体制整備に努めております。

### ① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社11社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社10社を対象とした内部統制評価を実施しました。

### ② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を2回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。また、コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

### ③ リスク管理体制について

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当該年度において取締役・監査役・執行役員で構成されるリスク管理委員会を2回開催し、総合的なリスク管理体制の確立を図りました。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査計画に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。

### ④ グループ子会社の経営管理について

当事業年度において、当社グループ子会社は、関係会社における報告規程に基づき、重要度に応じて取締役会あるいは取締役会に報告を行いました。海外子会社に関しては、グローバル執行役員会を四半期ごとに開催しました。また、国内子会社に対し半期ごとに事業報告会を開催しました。

### ⑤ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また、取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営会議を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

### ⑥ 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え執行役員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>106,886</b>
現金及び預金	16,146
受取手形	2,876
売掛金	35,364
商品及び製品	31,560
仕掛品	129
原材料及び貯蔵品	17,715
その他	3,304
貸倒引当金	△211
<b>固 定 資 産</b>	<b>89,954</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>58,999</b>
建物及び構築物	31,526
機械装置及び運搬具	12,402
工具、器具及び備品	3,037
土地	8,096
建設仮勘定	3,223
その他	713
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,865</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>28,089</b>
投資有価証券	22,879
出資金	106
長期貸付金	584
退職給付に係る資産	1,181
繰延税金資産	2,229
その他	1,570
貸倒引当金	△461
<b>資 産 合 計</b>	<b>196,841</b>

科 目	金 額
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>57,109</b>
支払手形及び買掛金	17,173
短期借入金	18,481
1年内返済予定の長期借入金	7,954
1年内償還予定の社債	200
未払法人税等	1,558
賞与引当金	1,962
役員賞与引当金	68
その他	9,710
<b>固 定 負 債</b>	<b>29,437</b>
長期借入金	16,919
繰延税金負債	1,401
役員退職慰労引当金	17
退職給付に係る負債	9,633
その他	1,464
<b>負 債 合 計</b>	<b>86,546</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>99,147</b>
資本金	9,248
資本剰余金	8,383
利益剰余金	82,760
自己株式	△1,244
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,463</b>
その他有価証券評価差額金	10,219
為替換算調整勘定	△285
退職給付に係る調整累計額	△470
<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,684</b>
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>110,294</b>
<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>196,841</b>

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		162,440
売上原価		111,311
売上総利益		51,128
販売費及び一般管理費		42,316
営業利益		8,812
営業外収入		
受取利息	75	
受取配当金	425	
為替差益	844	
その他	740	2,085
営業外費用		
支払利息	480	
持分法による投資損失	94	
その他	157	731
経常利益		10,165
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	1,203	
助成金収入	37	
受取保険金	1	1,257
特別損失		
固定資産処分損	377	
固定資産圧縮損	38	
投資有価証券評価損	5	420
税金等調整前当期純利益		11,002
法人税、住民税及び事業税	2,090	
法人税等調整額	△199	1,891
当期純利益		9,111
非支配株主に帰属する当期純利益		201
親会社株主に帰属する当期純利益		8,909

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

高砂香料工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 江 森 祐 浩  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>59,167</b>
現金及び預金	7,469
受取手形	2,606
売掛金	19,959
商品及び製品	16,120
仕掛品	5
原材料及び貯蔵品	5,425
前払費用	8
関係会社短期貸付金	5,298
その他貸倒引当金	2,277
	△3
<b>固 定 資 産</b>	<b>77,099</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>25,039</b>
建物	12,326
構築物	1,111
機械及び装置	4,607
車両運搬具	44
工具、器具及び備品	1,495
土地	3,171
建設仮勘定	2,281
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,936</b>
施設	13
電話加入権	19
ソフトウェア	1,900
その他	3
<b>投 資 の 他 の 資 産</b>	<b>50,123</b>
投資関係会社株	20,209
出資	12,423
関係会社出資	3
関係会社長期貸付金	12,218
差入保証金	3,062
長期前払費用	544
前払年金費用	66
その他	1,307
貸倒引当金	347
	△57
<b>資 産 合 計</b>	<b>136,267</b>

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

科 目	金 額
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>42,679</b>
支払手形	1,484
買掛金	8,592
短期借入金	19,535
1年内返済予定の長期借入金	6,918
1年内償還予定の社債	200
未払法人税等	583
未払費用	1,094
賞与引当金	2,133
役員賞与引当金	1,479
その他	60
<b>固 定 負 債</b>	<b>23,133</b>
長期借入金	597
繰延税金負債	13,396
退職給付引当金	1,821
長期預りの保証金	7,599
その他	259
	57
<b>負 債 合 計</b>	<b>65,813</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>60,337</b>
資本金	9,248
資本剰余金	8,381
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	25
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>43,995</b>
利益剰余金	1,905
その他利益剰余金	42,090
固定資産圧縮積立金	513
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	39,072
<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,288</b>
評価・換算差額等	10,117
その他有価証券評価差額金	10,117
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>70,454</b>
<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>136,267</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	66,809
売上原価	46,616
売上総利益	20,193
販売費及び一般管理費	17,008
営業利益	3,184
営業外収益	
受取利息	63
受取配当金	1,532
関係会社受入手数料	291
為替差益	969
その他	432
営業外費用	
支払利息	239
社債利息	1
関係会社支払手数料	228
その他	96
経常利益	5,907
特別利益	
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	1,191
特別損失	
固定資産処分損	355
投資有価証券評価損	5
関係会社出資金評価損	69
税引前当期純利益	6,675
法人税、住民税及び事業税	1,351
法人税等調整額	△13
当期純利益	5,337

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

高砂香料工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 椎名 弘  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 江森 祐浩  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

高砂香料工業株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 小野 哲 ㊟  
常勤監査役 川上 幸宏 ㊟  
監査役（社外監査役） 中江 康男 ㊟

以上

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合



株主総会  
開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。  
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで



パソコンまたは携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。ただし毎日午前2時～午前5時はお取扱いを休止いたします。

### インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（当社株主名簿管理人）  
電話0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時）

#### 注意事項

- パソコンまたは携帯端末による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- その他、ご不明な点は上記お問い合わせ先にご照会ください。

### 機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会会場ご案内図



東京都大田区蒲田五丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階

当社本店会議室

(17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。)

## 交通のご案内

- JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- 東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- 京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

## 高砂香料工業株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田五丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17F

TEL: 03-5744-0511 (代表)

ホームページアドレス: <https://www.takasago.com/>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。